

大規模所有者の皆様へ

家畜伝染病予防法施行規則が改正され、 大規模所有者は、畜舎ごとに飼養衛生管理者 を選任する必要があります!!



- 対象となる大規模所有者は下記の表のとおり。
- 原則、一つの畜舎に対し、飼養衛生管理者1名を選任が必要です。
- やむを得ず、1名が複数畜舎の飼養衛生管理者に選任する必要がある場合、管理する畜舎で飼養される家畜の合計数に上限がありますので、下記の表の範囲となるようお願いいたします。

家畜種	月齢	大規模所有者の 規定頭羽数	1名が複数畜舎 の飼養衛生管理 者になる場合の 頭羽数の範囲
搾乳牛・繁殖牛	満24月以上	200頭以上	200頭まで
肥育牛(乳用種・交雑種以外)	満4月以上 満24月未満	3,000頭以上	3,000頭まで
肥育牛(乳用種・交雑種)	満17月以上	200頭以上	200頭まで
	満4月以上 満17月未満	3,000頭以上	3,000頭まで
豚、いのしし	—	3,000頭以上	3,000頭まで
豚、いのしし(肥育)	満10月未満		1万頭まで
鶏、うずら	—	10万羽以上	10万羽まで
あひる、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、 七面鳥	—	1万羽以上	1万羽まで
めん羊、山羊、鹿	—	3,000頭以上	3,000頭まで



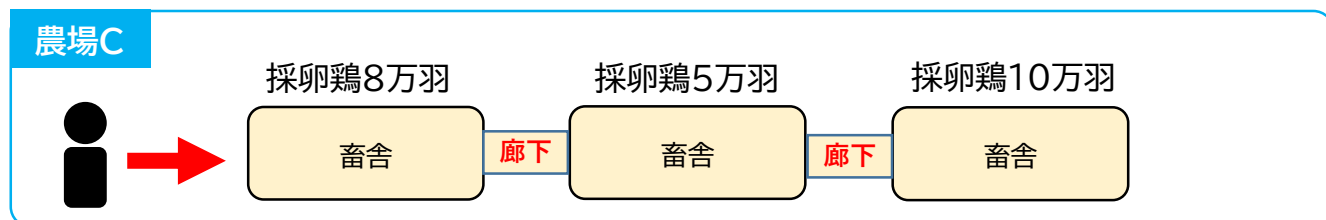
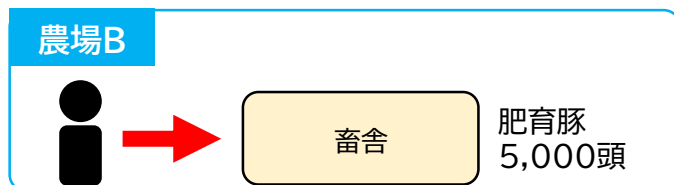
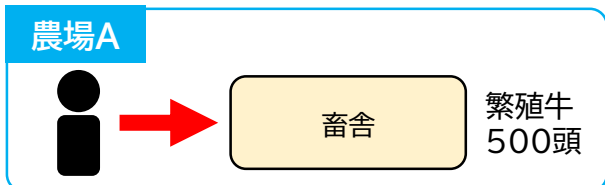
具体的な選任の方法は次のページ



大規模所有者における飼養衛生管理者の具体的な選任例

1. 1名が一つの畜舎の飼養衛生管理者となる場合

- 当該畜舎で飼養されている家畜の飼養頭羽数に上限は無し
- 廊下などで畜舎がつながっている場合は一つの畜舎と判断可能



2. 1名が複数の畜舎で飼養衛生管理者となる場合

- 複数の畜舎で飼養されている家畜の合計頭羽数が規定の範囲内であること
- これを超える場合には、追加で飼養衛生管理者を選任すること
- 1畜舎で複数名の管理者がいる場合、充足率で判断(家畜種が異なる場合も同様)
- 飼養衛生管理者については、役職、出勤体制、国籍等は問わない。

